

# 監査委員による監査等の種類

## 監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（年1回以上）〈定期監査〉（法§199①④）
- ・ 決算審査（法§233②）
- ・ 例月出納検査（法§235の2①）
- ・ 基金の運用状況の審査（法§241⑤）
- ・ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律§3①、§22①）

## 監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（必要がある場合）〈随時監査〉（法§199①⑤）
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）〈行政監査〉（法§199②）
- ・ 財政援助団体等の監査（必要がある場合又は長の請求）（法§199⑦）
- ・ 指定金融機関等の監査（長・公営企業管理者からの請求）（法§235の2②、地方公営企業法§27の2①）
- ・ 事務監査請求による監査（住民・議会・長からの請求）（法§75・98・199⑥）
- ・ 住民監査請求による監査（住民からの請求）（法§242）
- ・ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等（長からの請求）（法§243の2③）

# 監査委員が行う監査① ～財務監査～

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。（法§199条①）

## (1) 定期監査

監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて財務監査をしなければならない。（法§199④）

## (2) 随時監査

監査委員は、必要があると認めるときは財務監査をすることができる。（法§199⑤）

## ○ 監査の留意点

監査委員は、財務監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に意を用いなければならない。（法§199③）

### <地方自治法第2条>

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

## 監査委員が行う監査② ～行政監査～

監査委員は、財務監査のほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの<sup>※1</sup>を除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの<sup>※2</sup>を除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。（法§199②）

※1 労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの

労働組合法の規定による労働争議のあつせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）とする。（令§140の5①）

※2 国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの  
監査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。（令§140の5②）

### ○ 監査の留意点

- ・ 監査委員は、行政監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に意を用いなければならない。（法§199③）

<地方自治法第2条>

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
  - ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- ・ 当該普通地方公共団体の事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。（令§140の6）

# 監査委員が行う監査③ ～財政援助団体等に対する監査～

## 1. 財政援助団体等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの<sup>※1</sup>、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるもの<sup>※2</sup>の受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。（法§199⑦）

※1 地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの

- ・当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人。（令§140の7①）
- ・当該普通地方公共団体及び一又は二以上の当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人。（令§140の7②）

※2 地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるもの

当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託。（令§140の7③）

## 2. 指定金融機関等監査

○ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。（法§235の2②）

○ 監査委員は、指定金融機関等の監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。（法§235の2③）

# 監査委員が行う監査④ ～決算審査等～

## 1. 決算審査

- 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類その他政令で定める書類<sup>※</sup>を監査委員の審査に付さなければならない。（法 § 233 ②）
- 普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。（法 § 233 ③）

※ 政令で定める書類

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（令 § 166 ②）

## 2. 例月出納検査

- 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。（法 § 235 の 2 ①）
- 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。（法 § 235 の 2 ③）

## 3. 基金の運用に係る審査

普通地方公共団体が特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。（法 § 241 ⑤）

## 4. 健全化判断比率等に係る審査

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。（健全化法 § 3 ①）
- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。（健全化法 § 22 ①）

# 監査委員が行う監査⑤ ～長等の要求に基づく監査等～

## 1. 住民からの事務監査請求による監査

監査委員は、直接請求による監査の請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを請求代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

(法 § 75 ①、②、③)

## 2. 住民監査請求による監査

- 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。（法 § 242 ①）
- 住民監査請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。（法 § 242 ④）

## 3. 長からの要求監査

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。（法 § 199 ⑥）

#### 4. 議会からの請求による監査

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの<sup>※1</sup>を除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの<sup>※2</sup>を除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。（法§98②）

※1 労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの

労働組合法の規定による労働争議のあつせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）とする。（令§121の4③）

※2 国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの

監査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。（令§121の4④）

#### 5. 長の要求による職員の賠償責任の監査

普通地方公共団体の長は、会計管理者等の予算執行職員が、支出負担行為等の財務会計上の行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。（法§243の2③）